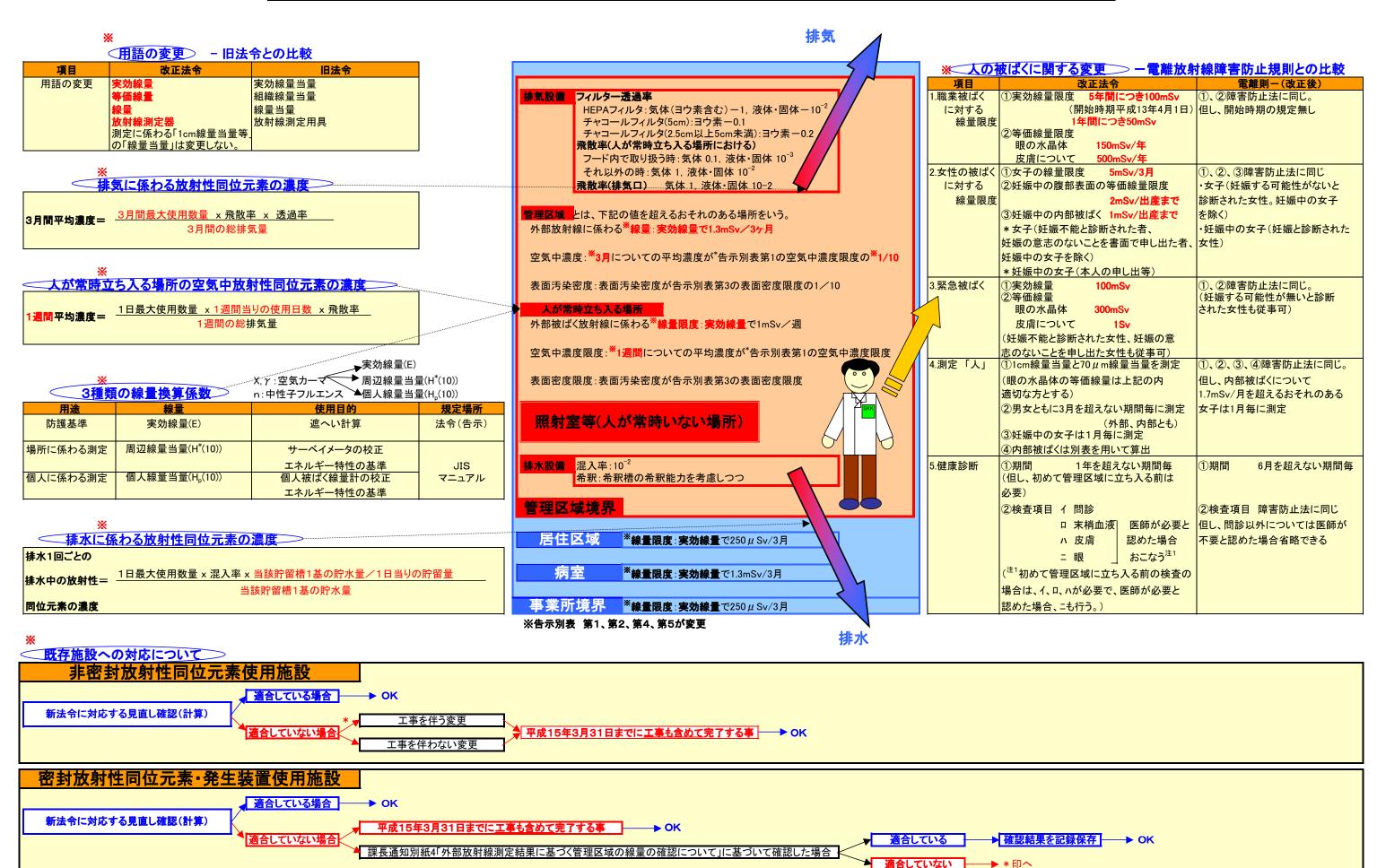
放射線障害防止法関係法令改正の主要点(※印:改正点)



医療法施行規則の一部改正の概要及び要点(※印:改正点)

※ 用語の変更 ー旧法令との比較

用語の変更 実効線量当量 等価線量 組織線量当量 線量当量 線量 放射線測定用具 測定に係わる「1cm線量当量等」の「線量当量」は変更しない

排気に係わる放射性同位元素の濃度

3月間平均濃度= <mark>3月間の最大使用予定数量</mark> × 飛散率 × 透過率 3月間の総排気量

排水に係わる放射性同位元素の濃度

| 間の平均濃度= 貯留時の放射能量

_ 1日の最大使用予定数量 x 混入率 x [(1-exp(-λt1))/λ] x exp(-λt2) 貯留槽1基の貯水量

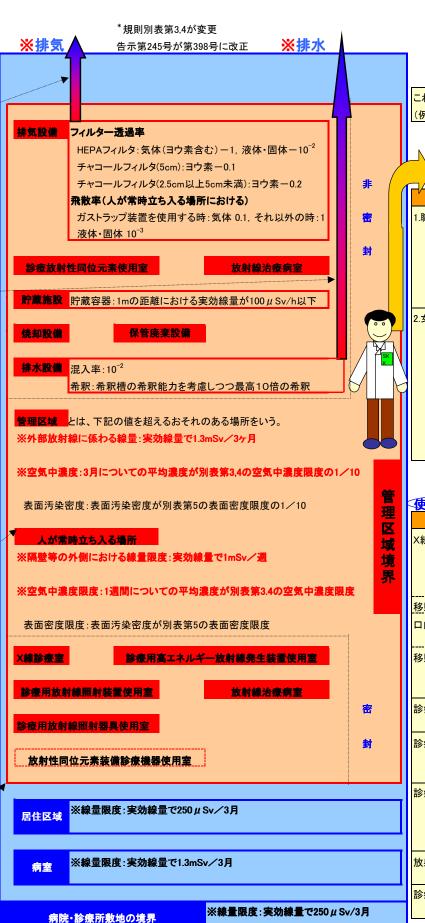
- λ: 核種の崩壊定数(/日)(=0.693/T)
- T: 核種の物理的半減期(日)
- t1: 貯留槽1基の満水期間当たりの1日の最大使用予定数量の日数(日) なお、t1は次式により求め、少数以下を切り上げた値とする。
- t1= 3月間の最大使用予定数量 / 1日最大使用予定数量 91(日) / 貯留槽1基の満水日数(日)
- t2: 放置期間(日)

人が常時立ち入る場所の空気中放射性同位元素の濃度

週間の平均濃度= 1日の最大使用予定数量 x 1週間当りの使用日数 x 飛散率 x 従事係数

X, γ:空気カーマ 周辺線量当量(H*(10)) 3種類の線量換算係数 n:中性子フルエンス → 個人線量当量(H₀(10))

用途	線量	使用目的	規定場所	
防護基準	実効線量(E)	遮へい計算	法令(告示)	
場所に係わる測定	☑ 周辺線量当量(H*(10))	サーベイメータの校正		1
		エネルギー特性の基準	JIS	
個人に係わる測定	個人線量当量(H _p (10))	個人被ばく線量計の校正	マニュアル	
		エネルギー特性の基準		



X線装置の防護

これまでの防護基準として用いられていた照射線量が空気カーマに変更される等大幅な基準の改正があった。 (例えば、透視装置の管電流制限から皮膚線量制限へ)

放射線診療従事者等の被ばく防止

	П	項目	改正法令	項目	改正法令
		1.職業被ばくに	・実効線量限度	3.測定「人」	測定の時期は変更無し
	1	対する線量限度	①5年間につき100mSv		•1cm線量当量、70 µ m線量当量
	I		②①に規定するほか、1年間につき50mSv		・男女ともに3ヶ月を超えない期間毎に測定する
	I		•等価線量限度		(但し、妊娠中の女子は、出産までの1ヶ月毎に
	I		③眼の水晶体 150mSv/年		測定する)
	I		④皮膚について 500mSv/年		・眼の水晶体の等価線量は1cm線量当量又は
•	I	2.女性の被ばくに	①女子の実効線量限度 5mSv/3月		70μm線量当量の内、適切な方とする
<u>} </u>	ď	対する線量限度	②妊娠中である女子の腹部表面の		・放射線測定器を用いて測定すること
			等価線量は、妊娠から出産までの		・内部被ばくは告示第398号別表第3を用いて算出
1	V		間につき 2mSv	4.緊急被ばく	·実効線量 100mSv
1	7		③妊娠中である女子については、		・等価線量
Ť			2-①及び2-②に規定するほか、妊娠から		*眼の水晶体 <mark>300mSv</mark>
ı			出産までの間につき		*皮膚 1Sv
5			内部被ばくについて		
			実効線量として1mSv		

П	使用の場所等の制		*印:今回の改正により新たに使用可能となった場所
ı	装置	通常の使用場所	特別な理由により使用できる場所
ı	X線装置	X線診療室	診療用高エネルギー放射線発生装置使用室
ı			診療用放射線照射装置使用室
ı			*診療用放射線照射器具使用室
ı			*診療用放射性同位元素使用室
П	移動型X線装置	X線診療室	移動困難な患者に摘要
ı	口内法撮影用X線装置	X線診療室	臨時に移動して使用
I	移動型透視用X線装置	X線診療室	診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、手術室
I			診療用放射線照射装置使用室
П			診療用放射線照射器具使用室
I	診療用高エネルギー	診療用高エネルギー放射線発生装置室	*手術室
П	放射線発生装置		
П	診療用放射線	診療用放射線照射室	*X線診療室(³² P, ⁹⁰ Y, ⁹⁰ Sr- ⁹⁰ Yに限る)
П	照射装置		*診療用放射性同位元素使用室(吸収補正用線源として使用)
IJ			*放射線治療病室
	診療用放射線照射器具	診療用放射線照射器具使用室	手術室、放射線治療病室、集中強化治療室、
П			心疾患強化治療室
Ц			*X線診療室
			*診療用放射性同位元素使用室(吸収補正用線源として使用)
Ш	放射性同位元素	放射性同位元素装備診療機器室	管理区域設定基準値以下の場合は専用の使用室で
Ц	装備診療機器		なくとも良い
	診療用放射性	診療用放射性同位元素使用室	手術室、放射線治療病室、集中強化治療室、
	同位元素の使用		心疾患強化治療室